

# 市民委員会資料

## 平成27年度 経済労働局 事業概要

産業政策部事業概要	1
国際経済推進室事業概要	3
産業振興部事業概要	5
農業振興センター事業概要	15
次世代産業推進室事業概要	18
労働雇用部事業概要	21
公営事業部事業概要	25
卸売市場事業概要	27
経済労働局 管理職一覧	29
経済労働局 事務分掌	30

平成27年6月4日  
経済労働局

# 平成 27 年度 経済労働局事業概要

## 産業政策部事業概要

### 1 事務所所在地

庶務課、企画課、消費者行政センター

川崎区駅前本町 1 1 - 2 川崎フロンティアビル 10 階

### 2 機構及び職員数

部長以下 27 名

庶務課 8 名、企画課 8 名、消費者行政センター 10 名

### 3 主要事業

#### 【企画課】

#### (1) 中小企業振興条例検討事業、新かわさき産業振興策定事業

市内中小企業の活性化に向けた望ましい条例のあり方について、平成 26 年度末に川崎商工会議所から提出された、条例制定要望書の趣旨を踏まえ、地域経済の活性化に向けて、今年度中の（仮称）川崎市中小企業振興条例の制定を目指した取組を進める。

また、この条例の検討と合わせて、新たな総合計画の政策領域別計画である（仮称）新かわさき産業振興プランの策定作業を進め、この産業振興プラン等の中で条例の趣旨の具現化を図り、中小企業の経営の安定化や新事業展開の促進等において、実態に即した実効性のある中小企業施策を展開していく。

#### (2) 知的財産戦略推進事業

大企業・研究機関等に蓄積されている特許や技術等の知的財産を中小企業に紹介し、中小企業の自社製品開発や技術高度化などを総合的に支援する「知的財産交流会」を開催するとともに、こうした川崎発のオープンイノベーションの取組を広く情報発信し、中小企業の新事業展開を促進するための「知的財産シンポジウム」を開催する。

また、知的財産を戦略的に活用した経営手法について、中小企業へ浸透させることを目的として、知的財産に関する体系的な知識を習得するために開発したカリキュラムに基づいた「知的財産スクール」を開催し、知的財産人材を育成する。

#### (3) 小杉町二丁目地区コンベンション施設整備推進事業

武蔵小杉駅北側の小杉町二丁目地区における、都市型住宅、商業施設等の複合建築物の開発計画の中で、開発事業者から本市に対し、コンベンション施設の寄附の考え方が示されたことを受け、川崎の産業集積を活かしたオープンイノベーションの促進をコンセプトとして、平成 29 年度末の完成・平成 30 年度の供用開始を目指して、約 950 ㎡のホールや会議室等を備えたコンベンション施設の整備を推進する。

## 【消費者行政センター】

### (1) 消費者自立支援推進事業

新総合計画の政策領域別計画である、「消費者行政推進計画」に基づき、消費者の自立を支援するとともに、被害の未然防止に向けた取組を推進する。

### (2) 消費生活相談情報提供事業

消費者からの商品・役務の消費生活に関する相談に対応し、消費者被害の未然防止等を図る。

また、国民生活センター等の関係機関と連携するとともに、「相談年報」「相談月報」等を発行し、市民への情報提供を図る。

### (3) 消費者啓発育成事業

消費者が健全な日常生活を営むことができるよう「出前講座」や情報紙、リーフレット、動画配信などにより消費生活に関する知識の普及と情報提供の充実を図る。

# 国際経済推進室事業概要

## 1 事務所所在地

川崎区駅前本町1-1-2 川崎フロンティアビル10階

## 2 機構及び職員数

室長（産業政策部長兼務）以下12名

## 3 主要事業

### 【国際経済】

#### (1) 海外販路開拓事業

市内企業の海外展開支援を行うため、海外現地にて各種サポートを実施する。

具体的には、中国（上海、瀋陽、青島、広州等）、タイ（バンコク）等で開催される展示会等に出展し、市内企業の海外での販路開拓支援を実施する。

また、市内企業の海外現地でのビジネス活動を支援するため、上海、瀋陽、バンコクでのレンタル事務所機能の利用可能企業を拡大する他、海外で相談できる窓口を設置する等、市内企業の海外販路開拓支援の充実化を進める。

#### (2) 川崎市海外ビジネス支援センター（略称：KOBUS（コブス））の運営

市内企業の海外展開支援のワンストップ拠点として、川崎市海外ビジネス支援センターを運営している。

当センターでは、海外支援コーディネーターが、川崎国際ビジネス交流推進協議会や川崎日中産業交流協会、ジェットロ等関係機関と連携し、市内企業の各ステージに合わせた海外展開支援を実施する。

### 【環境産業】

#### (1) 国際環境産業推進事業

##### ア グリーンイノベーションの取組

「川崎グリーン・イノベーション推進方針」に基づき、環境局をはじめ、関係局と密接に連携しながら、「かわさきグリーンイノベーションクラスター」を通じて本市の強みと特徴である環境技術・産業を活かした取組をより一層発展・拡大し、環境関連企業の新たな取組や海外展開を支援し、次世代の川崎の活力を生み出していくため取り組んでいく。

また、本市が公害問題解決の過程で蓄積してきた環境行政知見と企業・団体が持つ環境技術を組み合わせ、本市の強みと経験を活かし、環境問題に関する国際貢献と環境産業振興の取組を推進する。

##### イ 川崎国際環境技術展の開催

川崎の優れた環境技術を国内外へ積極的に情報発信し、国内外の企業等とのビジネスマッチングの場を提供することで、市内環境関連産業振興と環境技術の海外への移転による国際貢献を目指し、「川崎国際環境技術展」を開催する。

また、技術移転の実現に向けた支援として専門家を配置する等マッチングフォローアップを実施する。

# 産業振興部事業概要

## 1 事務所所在地

工業振興課、商業観光課	川崎区駅前本町 1 1 - 2	川崎フロンティアビル 1 0 階
金融課	幸区堀川町 6 6 - 2 0	川崎市産業振興会館 5 階
中小企業溝口事務所	高津区溝口 1 - 6 - 1 0	川崎市生活文化会館 3 階
計量検査所	川崎区藤崎 3 - 1 - 1 0	

## 2 機構及び職員数

部長以下 4 0 名

工業振興課 1 6 名（計量検査所 5 名を含む）、商業観光課 1 6 名、金融課 6 名、  
中小企業溝口事務所 1 名

## 3 主要事業

### 【工業振興課】

主に中小製造業への、販路開拓支援や技術開発支援、企業誘致の推進と操業環境の保全、産業支援施設の管理、法定計量の適正実施を行う。

#### (1) 川崎工業ブランド推進事業

市内中小製造業の優れた製品や技術を「川崎ものづくりブランド」として認定し、国内外へ情報発信していくことで、中小企業の販路拡大を支援するとともに、本市が誇る先進的なものづくり技術の優位性を広く P R する。

#### (2) ものづくり中小企業経営革新支援事業

##### ア. 産学共同研究開発プロジェクト助成事業

今後、成長が見込まれる新産業分野において、「産学共同研究開発プロジェクト助成」として、市内中小企業等と大学・研究機関等との共同研究開発に要する経費の一部を助成する。

##### イ. 新技術・新製品開発等支援事業

市内中小製造業者が単独または複数の連携先と共同で行う新技術、新製品開発に要する経費の一部を助成する。

#### (3) ものづくり中小企業販路開拓支援事業

中小企業の取引先開拓を支援するため、展示会の出展料補助や合同出展支援等を行う。

#### (4) 企業誘致推進事業

企業立地情報の収集、先端産業創出支援制度（イノベート川崎）の活用等により、市内先端産業の創出と集積、技術力を有する中堅・中小企業等の誘致を推進する。

(5) 内陸部操業環境保全対策事業

内陸部工業系用途地域には、住宅と工場が混在する地域が増加しており、企業の操業環境と住民の住環境の調和が課題となっている。このため、オープンファクトリー等の取組により、地域住民にもものづくりへの理解を深め、工業者と住民の相互理解を促進することで、市内中小製造業の集積の維持・発展及び操業環境の保全を推進する。

(6) 計量検査所各種事業

適正な計量の実施を確保するため、特定計量器定期検査、商品量目及び有効期間のある特定計量器の立入検査等を計量法に基づき行っているほか、市内計量器使用事業所の計量管理の推進及び消費者に対する計量知識の普及・啓発に努める。

なお、主な事業は次のとおりである。

- ア 特定計量器定期検査補助事業
- イ 立入検査事業
- ウ 質量標準管理事業
- エ 計量管理の推進
- オ 計量の普及・啓発事業
- カ 計量団体育成事業

その他の事業

基盤技術支援事業、Webかわさき製品見本市事業、中小企業経営支援事業、テクノトランスファー事業、ものづくり人づくり事業、新川崎A地区企業誘致推進事業、マイコンシティ企業誘致推進事業、建設業振興事業、商工業従業員永年勤続者表彰事業、産業振興財団運営費補助事業、川崎市産業振興会館指定管理者事業

【商業観光課】

(商業関係)

(1) 商業力強化事業

エリア・商店街・個店、それぞれの振興を図る視点から、「商店街魅力アップ支援事業」、「エリアプロデュース事業」、「魅力あふれる個店創出事業」により、商業の振興を推進する。

また、川崎商工会議所街おこし協力隊や商工会議所各支部と連携して、商店街に直接訪問し、地域の実情や課題を把握するとともに、課題解決に向けてアドバイス等を行う「出張キャラバン隊事業」を展開する。

(2) 商店街課題対応事業

商店街の街路灯のLED化等を推進する「商店街エコ化プロジェクト事業」や防犯カメラ等を整備する「安心・安全事業」により、商店街の設備の整備を推進する。

商店街が保有する街路灯、アーチ、アーケードの撤去について、事業費の1/2を支援する「施設撤去事業」を今年度から期間限定で実施する。

(3) まちづくり連動事業

タウンマネージメントを行う「かわさきTMO」を通じて、川崎駅周辺の回遊性向上・賑わいの創出、情報発信力の強化等により中心市街地の活性化を図る。

また、大規模小売店舗立地法の運用、地下街アゼリア公共地下歩道の管理に関する負担などを行う。

(4) 商業ネットワーク事業

川崎駅周辺の商業拠点の集客や回遊性の向上に繋がる地元主体のイベント等の支援を通じて、川崎の都市ブランド力の向上を図る。

(5) プレミアム商品券事業

国の「地域住民生活等緊急支援のための交付金〔地域消費喚起・生活支援型〕」を活用し、市内における消費喚起策として、プレミアム付の消費喚起型商品券「川崎プレミアム商品券」を発行する。

その他事業

Buy かわさき推進事業、川崎市商店街連合会補助事業、公衆浴場経営安定等補助事業、商業人材育成事業、商人（あきんど）デビュー塾実施事業、商業アドバイス事業、空き店舗活用アワード事業など

(観光推進関係)

(6) 産業観光推進事業

産業観光を推進していくため、民間主導による産業観光ツアー・工場夜景屋形船クルーズ・工場夜景バスツアー、産業観光検定の実施、産業観光ガイドの養成、産業観光受入事業所のネットワークの強化、教育旅行誘客活動等を行うほか、「工場夜景フォトコンテスト」等を実施し、更なる全国的な知名度の向上に取り組む。

(7) 外国人観光客誘客推進事業

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、海外からの観光客誘客を推進するため、国のビジット・ジャパン地方連携事業による海外旅行会社等への訪日PR活動、近隣自治体と連携した羽田空港6県市観光情報センターの共同運営等を行うとともに、外国語ホームページやパンフレット等による観光情報の発信のほか、国が主催する観光商談会への出展等による情報発信の強化に取り組む。

(8) 市制記念多摩川花火大会事業

「ふるさと川崎」の市民意識の高揚と豊かな市民文化の創造を目指すとともに、市制施行を記念して花火大会を実施する。

(9) 市民祭り事業

地域経済の活性化と豊かな市民文化の創造に向け、商業者などの民間事業者や市民との連携により、本市の魅力・活力を発信する「かわさき市民祭り」を開催する。



(10) 民間主導による観光振興事業

産業連携に関する基本協定を締結した大田区と連携して双方の地域資源を活かした広域的な観光事業を推進し、両地域の回遊性の向上や活性化に繋げる。

(11) 観光振興プラン策定事業

本市の観光振興施策の指針である観光振興プランについて、これまでの観光施策の成果を踏まえるとともに、市内観光資源の充実や東京オリンピック・パラリンピックの開催など、市内外の環境変化を適切に捉え、改定を行う。

その他の観光振興事業

観光・集客情報提供事業、かわさき名産品認定事業、川崎市観光写真コンクール事業、観光案内所運営事業、菊花大会等褒章事業、観光事業協議会負担金事業など

【金融課・中小企業溝口事務所】

間接融資事業、信用保証等促進支援事業等により、厳しい経営環境にある中小企業の経営の安定を支援する。

(1) 間接融資事業

平成 27 年度川崎市中小企業融資制度の主な改正点は、次のとおり。

- ① 設備の設置、更新等を支援する長期で低利の設備強化支援資金を創設
- ② 小規模事業資金(小口サポート型)の融資限度額を 1,500 万円に拡充
- ③ 円安に対応した経営安定資金(不況対策資金 5 年型及び 10 年型)の融資上限利率を 0.1%引下げ

平成 27 年度川崎市中小企業融資制度一覧表

制度名	申込資格等	融資限度額	融資利率	期間
振興資金	中小企業者・協同組合等	中小企業者 2 億円 協同組合等 4 億円	年 2.5%以内 ※ 1	(短期) 1 年以内 (長期) 運転資金 7 年以内 設備資金 10 年以内
			年 2.4%以内 ※ 1	設備資金 15 年以内
海外展開 振興資金	1 海外市場において販路を開拓する中小企業者等 2 海外において生産拠点・販売拠点等を設置又は拡張する中小企業者等 3 アジア起業家村入居・卒業企業又は外国人従業員による独立開業企業と共同して事業を実施する中小企業者等	5,000 万円	年 1.9%以内	運転資金 7 年以内 設備資金 10 年以内

小規模事業資金			3,500万円	年2.1%以内	運転・ 設備資金 8年以内
	小規模事業資金(短期サポート型)	従業員30人以下(商業・サービス業は10人以下)の小規模事業者	2,000万円	年1.2%以内	運転・ 設備資金 1年以内
	小規模事業資金(小口サポート型)				
小口零細対応 小規模事業資金		従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の小規模企業者	1,250万円	年2.1%以内	運転・ 設備資金 10年以内
経営 安定 資金	不況対策資金 (5年型)	1 最近3か月間又は6か月間の月平均売上高、平均売上総利益(率)、平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等 2 主要な取引先からの最近3か月間又は6か月間の月平均受注額が、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等	3,000万円	年1.5%以内	運転・ 設備資金 5年以内
		3 円安による原材料価格高騰等の影響により、最近3か月間又は6か月間の月平均売上高が前年又は前々年の同期と比べて10%以上減少、若しくは平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて5%以上減少している中小企業者等		年1.4%以内	
		4 取引先の支払条件が変わり、資金繰りが困難になっている中小企業者等 5 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた中小企業者等(セーフティネット保証を利用)		年1.5%以内	
	不況対策資金 (10年型)	1 最近3か月間又は6か月間の月平均売上高、平均売上総利益(率)、平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等 2 主要な取引先からの最近3か月間又は6か月間の月平均受注額が、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等	8,000万円	年1.7%以内	運転・ 設備資金 10年以内
3 円安による原材料価格高騰等の影響により、最近3か月間又は6か月間の月平均売上高が前年又は前々年の同期と比べて10%以上減少、若しくは平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて5%以上減少している中小企業者等		年1.6%以内			

		<p>4 取引先の支払条件が変わり、資金繰りが困難になっている中小企業者等</p> <p>5 中小企業信用保険法第2条第5項第2号、第5号、第6号、第7号又は第8号の認定を受けた中小企業者等(セーフティネット保証を利用)</p> <p>6 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第128条第1項第1号の認定を受けた中小企業者等</p>		年1.7%以内	
	関連倒産防止資金	<p>国又は市長が指定した倒産企業に、売掛金債権等を50万円以上有している中小企業者等及び50万円未満の売掛金債権等しか有していないがその倒産企業との取引規模が20%以上である中小企業者等</p> <p>中小企業信用保険法第2条第5項第1号の認定を受けた中小企業者等(セーフティネット保証を利用)</p>	8,000万円	年1.7%以内	運転資金 10年以内
	災害対策資金	<p>火災、風水害等の被害を受けた中小企業者等</p> <p>中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の認定を受けた中小企業者等(セーフティネット保証を利用)</p>	8,000万円	年1.7%以内	運転・ 設備資金 10年以内
	激甚災害対策資金	国が指定した激甚災害の被害を受けている中小企業者等(災害関係保証を利用)	2億8,000万円		
	借換支援資金	<p>1 保証付融資の借換えをすることにより、月々の返済負担の軽減及び資金調達の円滑化が図れる中小企業者等</p> <p>2 1の条件を満たし、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた中小企業者等(セーフティネット保証を利用)</p> <p>3 1の条件を満たし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第128条第1項第1号の認定を受けた中小企業者等</p>	2億8,000万円	年1.8%以内	運転資金 10年以内
	経営力強化支援資金	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等	<p>中小企業者 2億8,000万円</p> <p>協同組合等 4億8,000万円</p>	年1.6%以内	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内

	企業再建資金	<p>再建計画等を策定し償還の確実性が認められ、企業再建を図る強い意思を持ち、金融機関からの支援体制が構築されており今後も継続支援が確実で、次のいずれかに該当する中小企業者等</p> <p>1 神奈川県中小企業再生支援協議会の支援を受けて再建計画を策定し、企業再建を図ろうとする方</p> <p>2 川崎市信用保証協会が設置する外部審査会が当該中小企業者の事業再生に資すると見込まれるものとして答申を行った再生計画により企業再建を図ろうとする方</p>	2億8,000万円	年2.6%以内	運転・設備資金 10年以内
	流動資産担保資金	事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者等（棚卸資産を担保とする場合は法人に限る）	2億5,000万円	年1.9%以内	運転・設備資金 1年以内
	産業立地促進資金	川崎市が定める産業拠点地区及び工業専用地域に進出する中堅・中小企業者等	<p>運転資金 2億8,000万円</p> <p>設備資金 20億円</p>	<p>年2.0%以内 (運転)</p> <p>年2.1%以内 (設備)</p>	<p>運転資金 7年以内</p> <p>設備資金 15年以内</p>
	企業立地促進資金	<p>1 土地収用法第3条各号に掲げる事業及び都市計画法第4条第15項の規定による都市計画事業により産業拠点地区から移転を余儀なくされた方のうち川崎市内に立地する中小企業者等</p> <p>2 川崎市内のインキュベーション施設（かわさき新産業創造センター、かながわサイエンスパーク、テクノハブイノベーション川崎、明治大学地域産学連携研究センター、川崎生命科学・環境研究センター）に入居した方のうち川崎市内に移転する中小企業者等</p>	2億8,000万円	年1.9%以内	<p>運転資金 7年以内</p> <p>設備資金 10年以内</p>
創業支援資金	アーリーステージ対応資金	<p>1 過去に事業を営んだことがない方で、川崎市内で開業する方又は開業後5年未満の中小企業者等</p> <p>2 事業を継続している会社により新たに市内で会社を設立（分社化）し、事業を開始する具体的な計画を有する方又は設立後5年未満の中小企業者等</p>	3,000万円	年2.2%以内 ※1	<p>運転資金 7年以内</p> <p>設備資金 10年以内</p>
		<p>3 川崎市内で開業後1年未満の中小企業者等</p>	1,000万円		

	女性・若者・シニア起業家支援資金	<p>1 過去に事業を営んだことがない方で、川崎市内で開業する方又は開業後5年未満の中小企業者等で、代表者が女性、30歳未満又は50歳以上の方</p> <p>2 事業を継続している会社により新たに市内で会社を設立（分社化）し、事業を開始する具体的な計画を有する方又は設立後5年未満の中小企業者等で、代表者が女性、30歳未満又は50歳以上の方</p>	3,000万円	年2.1%以内 ※1	
	新製品開発・新分野進出支援資金	原則として1年以上継続して同一事業を営む方で、自社技術等を使った新製品の開発をしようとする製造業者等又は新分野進出後1年未満の中小企業者等	3,000万円	年2.1%以内	
福祉関連産業育成資金	<p>1 介護サービス提供事業を営む中小企業者等</p> <p>2 福祉関連サービス事業（給食サービス、移送等）を営む中小企業者等</p>	<p>5,000万円 (3,000万円◎)</p>	年2.0%以内 ※2	<p>運転資金 7年以内 設備資金 10年以内</p>	
	<p>3 福祉用具製造販売等を営む中小企業者等</p> <p>4 福祉関連試験研究事業を営む中小企業者等</p>	5,000万円			
	福祉製品開発支援資金	<p>1 「かわさき福祉産業振興ビジョン」の理念に基づき、福祉製品等の開発及び改良を行なう製造業者等</p> <p>2 原則として1年以上継続して同一事業を営む方で、自社技術を使い、「かわさき福祉産業振興ビジョン」の理念に基づく、新製品の開発、新分野の事業へ進出しようとする方及び新分野進出後1年未満の製造業者等</p>	5,000万円 (3,000万円◎)	年2.0%以内 ※2	<p>運転資金 7年以内 設備資金 10年以内</p>

環境対策資金	<p>1 環境への対応を図ろうとする方又は低CO<sub>2</sub>川崎パイロットブランドに選定若しくは低CO<sub>2</sub>川崎ブランドに認定された製品・技術等を有する方で、次の各号のいずれかに該当する中小企業者等</p> <p>(1) 省エネルギー機器、再生可能エネルギー源利用機器及び温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品を建築物及び設備等に導入しようとする方</p> <p>(2) 環境に配慮した製品及び技術等を研究・開発、生産及び販売しようとする者</p> <p>2 ISO14001、エコアクション21、エコステージ、グリーン経営認証その他環境に関する認証制度の認証を取得している方又は取得しようとする中小企業者等</p> <p>3 環境に配慮し、地域社会に貢献している中小企業者等</p> <p>4 その他市長が特に認めた中小企業者等</p>	2億8,000万円 (3,000万円◎)	年1.9%以内 ※2	<p>運転資金 7年以内</p> <p>設備資金 10年以内</p>	
コミュニティ ビジネス支援融資	<p>川崎市内に主たる事務所を置く設立後1事業年度以上経過しているNPO法人で、コミュニティビジネスを行っている」と市長が認める方</p> <p>川崎市内に主たる事務所を置く設立後1事業年度以上経過しているNPO法人で、コミュニティビジネスを行っている」と市長が認める方のうち、認定、仮認定及び条例指定を受けたNPO法人</p>	<p>運転・設備資金 1,000万円</p> <p>つなぎ資金 1,000万円</p>	<p>年2.8%以内</p> <p>年2.5%以内</p>	<p>運転資金 5年以内</p> <p>設備資金 7年以内</p> <p>つなぎ資金 1年以内</p>	
公害防止資金	公害防止施設 設置資金	公害を防止するために必要な施設の設備資金を要する中小企業者・協同組合等	中小企業者 5,000万円 協同組合等 1億円	融資実行時の 長期プライム レート+ 0.3%以内 (市から全額 利子補給あり)	300万円以下 3年以内 300万円超 5年以内 600万円超 10年以内
	工場移転資金	公害を防止するために必要な工場等の移転費用を要する中小企業者・協同組合等			
	低公害型生産 設備資金	ドライクリーニング機更新等のための費用を要する中小企業者・協同組合等			
	低公害自動車 等購入資金	低公害車購入等のための費用を要する中小企業者・協同組合等			
	土壌汚染 対策資金	土壌汚染の調査、除去、汚染拡散防止を行なう中小企業者・協同組合等			

◎＝これから事業を開始しようとする方又は事業を継続している会社により新たに市内で設立(分社化)された会社の場合

※1 又は制度所定変動金利(短プラ+0.7%以内)利用可

※2 ◎の場合は制度所定変動金利(短プラ+0.7%以内)利用可

(2) 信用保証等促進支援事業

一部制度について中小企業等の利用者の負担軽減を図るため保証料の補助を行うとともに、中小企業者等への貸付けについて債務保証等を行う川崎市信用保証協会の経営基盤強化のため、代位弁済補助と指導育成を行う。

(3) 中小企業の経営相談・金融相談事業

景況の悪化により、売上や利益率が減少し、経営の安定に支障が生じている中小企業について、信用保証協会の別枠保証を設ける「セーフティネット保証制度」の認定を迅速に行う。また、川崎市産業振興財団等と連携して経営環境変化の影響を受ける中小企業者等に対してきめの細かな対応を図る。

# 農業振興センター事業概要

## 1 事務所所在地

農業振興課、農地課            高津区梶ヶ谷 2-1-7  
農業技術支援センター        多摩区菅仙谷 3-17-1

## 2 機構及び職員数

所長以下 35 名

農業振興課 9 名、農地課 13 名、農業技術支援センター 12 名

## 3 市内農業の現状

農家戸数            1, 257 戸（うち販売農家 697 戸）

農地面積            634 ヘクタール

※ 出典：2010 年農林業センサス確定値（平成 22 年 2 月 1 日実施）

## 4 主要事業

### 【農業振興課】

#### （1）地産地消の推進

セレサ川崎農業協同組合と連携して、かわさき地産地消推進協議会を運営し、市内産農産物「かわさきそだち」の普及のため、小学校での食農教育やかわさき地産地消フェアなどで展示・販売による PR 活動を行うとともに、直売団体への栽培奨励や大型農産物直売所「セレサモス」への出荷奨励を行う。

- 直売団体育成支援対策事業
- 地産地消推進事業 など

#### （2）農業の担い手の育成

将来の川崎の農業を担う農業後継者を育成するために、国の制度の活用をはじめ、農業フォーラムの開催などを通じた研修事業や、市民と農業青年が農業体験を通じて交流する場づくりなどを行う。

- 新世代ファーマー育成事業
- 女性農業担い手支援事業 など

#### （3）市民が「農」に親しむ仕組みづくり

市民農園などを通じ、市民が「農」に親しむ場を提供するとともに、花と緑の市民フェア等の様々なイベントを開催する。

- 市民農園事業
- 花と緑の市民フェア事業 など

#### （4）安全・安心な農産物の提供

昨年度に引き続き、かわさき農産物ブランド品、観光農園など本市の主たる農産物につ



いて、関係機関と協力し、放射性物質検査を実施する。

- 農業生産物放射能測定事業

#### (5) 農業振興計画の推進

次の10年間の農政の指針となる次期「農業振興計画」の策定を行う。昨年、学識経験者や農業者、市民などで組織する「次期農業振興計画策定懇談会」で策定を行った計画素案をもとに、庁内調整やパブリックコメントなどを実施し、年度末までの策定を行う。

- 次期農業振興計画策定事業

### 【農地課】

#### (1) 農業委員会事務

農地の権利移動、転用許可、届出、相続税納税猶予適格者証明などに関する事務を行う。

委員定数			計
選挙委員 20名	農協推薦委員 1名	議会推薦委員 4名	25名

昨年4月に県から農地法の一部権限移譲を受け、農地の転用許可、賃貸借契約の解除の許可、農地中間管理機構の農地中間管理権等の裁定、違反転用の処分に関する事務を行う。

#### (2) 違反転用対策

川崎市、神奈川県、県警等で構成する川崎市違反転用防止対策検討会議で情報交換を行い連携して指導を行うほか、農業委員会と合同で農地パトロールを行うなど、対策強化に努めている。

#### (3) 都市農地の保全と活用

- グリーン・ツーリズム推進事業

大型農産物直売所「セレスモス」や明治大学黒川農場といった拠点を活用し、グリーン・ツーリズムを推進することにより、麻生区黒川地区農業振興地域の活性化を図る。

- 生産緑地地区の指定推進事業

市街化区域の農地保全策として生産緑地地区の追加・拡大指定を実施するとともに、管理業務を行う。

- 早野地区の活性化

早野地区において、町内会、福祉団体、大学等地元で活動する各団体と連携しながら協働事業（野菜の直売や里地里山体験のイベントの実施等）を実施し、地区の活性化を図る。

#### (4) 農業生産基盤の整備

- 黒川東地区土地改良換地促進等整備事業

黒川東土地改良事業共同施行の実施する換地事業の完了に向けた支援を行い、地区の活性化を図る。

- 農業用施設等保守管理事業

農業振興地域内の農業用施設等の計画的な調査・改修（ストックマネジメント）を行い長寿命化を図る。

【農業技術支援センター】

(1) 農業技術支援

農産物の安定的生産及び品質の向上を図るため、病虫害防除対策事業など市内農業者への技術支援を行う。

- 環境保全型農業推進事業
- 病虫害防除対策事業
- 土壌分析診断 など

(2) 農業経営安定支援

市内産農産物「かわさきそだち」を市民に供給するとともに、生産農家の経営の安定を図るため支援を行う。

また、近年多発するゲリラ豪雨による降雹等の気象災害に対する物理的な防除の支援として、多目的防災網を設置する農業経営者に対し設置費用の一部を補助する。

- 多摩川ナシ保存奨励事業
- 多目的防災網設置事業
- 施設園芸奨励事業 など

(3) 「農」に参加する仕組みづくり

市内農家の労働力・後継者不足を解消するため、市民から応募者を募り、援農者を養成する。

- 援農ボランティア育成支援事業（かわさきそだち栽培支援講座）

※敷地面積 20,280 m<sup>2</sup> 果樹・野菜の試験圃場、花き温室、熱帯果樹温室、展望室等

# 次世代産業推進室事業概要

## 1 事務所所在地

川崎区駅前本町1-1-2 川崎フロンティアビル10階

## 2 機構及び職員数

室長以下11名

コンテンツ産業2名、ウェルフェア・ヘルスケア産業4名、イノベーション推進4名

## 3 主要事業

### 【コンテンツ産業】

今後の成長産業であるコンテンツ産業等の振興を図る。

#### (1) 産業デザイン振興育成事業

市内企業等の協賛（デザイン課題提出）により、応募作品の実現化、商品化を目指す「かわさき産業デザインコンペ」を実施するとともに、「かわさきデザインフォーラム」を開催する。

#### (2) コンテンツ産業振興事業

- 「川崎市コンテンツ産業振興ビジョン」の基本理念である「コンテンツを活かした産業イノベーションの推進」を具現化するため、創造・保護・活用の知的創造サイクルにおける各段階での取組を通じて、コンテンツ産業の振興を図る。
- クリエイターと市内事業者の技術の融合により、コンテンツの活用事例を創出する研究会を開催し、コンテンツ活用による製品・サービスの高付加価値化を推進する。
- 活用事例の発表や講演等によるコンテンツ活用の促進と、クリエイター・市内事業者等の交流を推進する場として「川崎コンテンツ産業フォーラム」を開催する。

### 【ライフサイエンス推進】

- ライフサイエンスに関するセミナー・交流会等の開催を通して、大学、研究開発機関及び産業界の研究者、技術者等のネットワークを構築するとともに、シーズ・ニーズのマッチング等により、市内企業の医療分野への参入を促進する。

### 【ウェルフェア・ヘルスケア産業】

次世代産業の創出を図るため、福祉産業の振興等を行う。

#### (1) ウェルフェアイノベーション推進事業

- 平成25年度に策定した「ウェルフェアイノベーション推進計画」に基づき、市内企業の高い技術力を活用した福祉製品・サービスの創出・活用による福祉産業の振興を図る。
- ウェルフェアイノベーションの推進に当たっては、福祉と産業を繋ぐネットワーク組織「ウェルフェアイノベーションフォーラム」を活用し、多様な参画者の知見を活かしながら新たな福祉製品・サービスを創出する様々なプロジェクトを推進する。

(2) かわさき基準 (K I S) 推進事業

- 本市独自の福祉製品の基準である「かわさき基準 (Kawasaki Innovation Standard)」に基づく福祉製品の認証事業を推進する。

(3) 福祉製品創出支援事業

福祉製品の創出促進を図るため、開発から普及促進までの支援を行う。

ア 補助事業

福祉製品開発補助金、展示会出展補助金、福祉製品導入補助金

イ 普及促進支援

- ・ K I S 認証製品等の販路を拡大する仕組の構築を図る販路開拓事業の実施
- ・ 海外市場への展開を図るためのモデル事業の実施

(4) 福祉サービス高度化事業

福祉製品の活用促進を通じ、福祉サービス水準の向上を図る。

- 福祉製品販売事業者等と福祉施設等を訪問し、製品導入を図る出張 PR 事業を実施する。
- 障害者団体等と連携し、商業施設等での現場フィールドワークを通じた福祉製品導入促進を図る。

【イノベーション推進】

新産業の創出を図るため、創業の支援や起業家支援、新川崎・創造のもりを拠点とした産学連携を推進する。また、新川崎・創造のもりの次期事業として、「産学交流・研究開発施設」の整備を推進する。

(1) 起業・創業支援事業

ア 創業支援事業

川崎市創業支援計画（平成26年3月策定）に基づき、金融機関や経営支援機関等と連携し、様々な主体による創業を一体となって支援する。

イ 起業化総合支援事業

創業フォーラムや起業家塾、ビジネスオーディションなど、起業家の成長段階に応じた支援事業を実施する。

(2) 新川崎・創造のもり事業の推進

ア K<sup>2</sup> (ケイスクエア) タウンキャンパス事業

慶應義塾大学の先導的研究施設であるK<sup>2</sup> (ケイスクエア) タウンキャンパスを拠点とした産学連携を支援し、オープンキャンパスやオープンセミナー等を開催する。

イ かわさき新産業創造センター (K B I C) の管理運営事業

かわさき新産業創造センター (K B I C) において、起業家や新事業への進出を目指す企業に対し事業スペースを提供するほか、各分野の専門家による経営支援、企業間交流や産学連携支援等を行う。

また、慶應義塾大学・幸区等と連携し、青少年の科学・ものづくりマインドの醸成に向けた地域イベント等を行う。

ウ 「NANO B I C」を活用したナノ・マイクロ産学連携事業

「NANOBIIC」を拠点とし、4大学（慶應、早稲田、東工大、東大）ナノ・マイクロファブ리케이션コンソーシアムとの連携により、ライフサイエンス、環境分野を中心に高い汎用性が期待できるナノ・マイクロ技術を核とした、市内ものづくり企業への技術支援等を行う。

(3) 新川崎・創造のもり次期事業の推進

新川崎・創造のもり地区のさらなる魅力向上と産業集積の促進を図るため、創造のもり次期事業地区（事業用地約0.92ヘクタール）への「産学交流・研究開発施設」の整備に向けた取組を行う。

# 労働雇用部事業概要

## 1 事務所所在地

川崎区駅前本町 1 1 - 2 川崎フロンティアビル 6 階

## 2 機構及び職員数

部長以下 17 名

労政担当 7 名、雇用担当 9 名

## 3 主要事業

### (1) 就業支援事業・緊急雇用対策事業

現下の経済・雇用情勢は、依然として厳しい状況が続いており、求職者に対して、相談から研修、就職までの場面に応じた総合的就業支援を推進するとともに、国の施策を活用して雇用・就業機会の創出に取り組むなど、雇用環境の改善を図る。

ア 「キャリアサポートかわさき」の運営（川崎市生活文化会館 5 F）

#### ① 総合相談窓口（職業・労働・生活相談、就業マッチング）

就職相談や労働相談などに応じるとともに、求職者に対する個別カウンセリングを実施し、求人開拓及び無料職業紹介を行う「就業マッチング事業」をキャリアサポートかわさき（高津区）のほか、川崎区役所・麻生区役所においても実施。また、出産・子育て等により離職し、再就職を目指す女性を主な対象とした保育サービス付きの就業相談を「てくのかわさき」と「すくらむ 21」で実施。

#### ② 就職準備セミナー

就職活動のための知識やスキルを習得するためのセミナーを、若年、女性、中高年の対象者別のほか、基礎、実践等の各コースを設けて実施。

イ 若年者就業支援事業

国事業の「かわさき若者サポートステーション」（川崎市生活文化会館 3 F）を合わせて「コネクションズかわさき」として一体的なものとし、総合的・継続的な支援体制として、学校や企業等と連携しながら、職場・就業体験、心理カウンセリング、保護者セミナー等を実施し、ニートやひきこもりの経験や、「働く」ことへの不安や悩みを持つ若年無業者等の職業的自立を支援する。

ウ 合同企業就職説明会

求職者の雇用機会及び企業の人材確保の機会を提供するため、一般求職者等に対する就職説明会のほか、高卒予定者、大卒予定者を対象とした説明会を開催。また、市内大学や産業団体等と連携した就職説明会も開催。

エ 緊急雇用対策事業（国の施策を活用した雇用機会の創出）

国の交付金を原資とした緊急雇用創出事業を活用し、若者の正規雇用を支援する新卒未就職者等就業支援事業などを実施。

オ 就業支援ポータルサイト「JOB-Lかわさき」の運営

民間事業者との協働により、求人情報、就業支援情報、労働情報、企業情報等を発信。

カ 市と国が一体となった就労・自立支援の実施

「アクション・プランに基づき川崎市と神奈川労働局が雇用、福祉施策等を一体的に

実施するための協定書」を平成 25 年 2 月に締結し、幸区役所、宮前区役所、多摩区役所において、ハローワークの求人紹介端末の設置及びハローワーク職員を配置し、生活保護受給者等に対する市と国が一体となった就労・自立支援を平成 25 年度から実施。

(2) 産業人材育成・活用支援事業

ア 産業人材育成事業

行政と産業界が一体となり、地域産業の振興及びその活力の維持等を図るため、インターンシップ事業等を行い、人材確保や人材育成を推進する。

イ 企業等退職者人材活用支援事業

企業等の退職者が持つ優れた技術・知識、経験等を地域産業や地域社会に活かすことができるよう立ち上げた「達人倶楽部」の活動を通じ、人材マッチングやグループ活動の支援等を行う。

(3) 労政事業

労働団体や使用者団体・関係機関が協力して労働問題を協議し、労働災害の防止と労働環境の整備に努める。

(4) 川崎市勤労者福祉共済制度

市内の中小企業に働く従業員の福利厚生の実施を図り、豊かでゆとりのある生活を確立し、併せて中小企業の振興に寄与することを目的とする。

- 加入資格：従業員 300 人以下、または資本金 3 億円以下の事業所
- 平成 27 年 4 月 1 日現在：1,505 事業所、11,595 人が加入

(5) 労働資料の調査・刊行事業

労働関係法令に関する情報や労働関係の行事の広報、市内の労働情勢や賃金、労働条件の実態を把握し、労働情報の提供に努める。

(6) 技能振興事業

市民生活に欠くことができない重要な仕事にたずさわる技能職者の経営基盤の確立、後継者の育成、技能の練磨、社会的地位の向上に努める。

川崎市内の技能職団体（組合）で構成されている川崎市技能職団体連絡協議会の活動の支援を行い、市民生活に欠かすことのできない技能について、市民の理解を深めるとともに、技能職者相互の交流及び技能水準の向上、経済振興を図り、技能を尊重する社会の形成及び技能の振興に努める。

ア 川崎市技能職団体連絡協議会の活動支援（43 職種 63 団体が加盟）

イ 「技能職者に学ぶ」の実施

技能職者を市内中学校に講師として派遣し、技術・技能の体験学習を交えながら技能職について紹介し、自分の進路や職業について考える動機付けを図るとともに、技能職についての理解を深める。（平成 26 年度は 6 校で実施）

ウ 経営基盤確立・経済振興の取組

「ものづくり都市かわさき」として、本市産業の維持・発展や市民生活の維持には技

能職者が必要不可欠であることから、安定した経営基盤の確立と経済振興の取組として、川崎市技能職団体連絡協議会との連携による収益力向上を目的としたマーケティング支援、ビジネスマッチングの機会創出などの事業を企画・実施する。

#### エ 技術・技能の体験イベント開催

市民生活に密着した「ものづくり」を担っている技能職者への理解を深めるため、市民祭りや技能フェスティバル等の会場において、市民、特に子供らが気軽に体験できるイベントを実施する。

#### オ 技能功労等表彰式

永年に亘り同一事業に従事し、市民生活に功績がある者を表彰する事により、伝統ある技能の保存・継承を促すとともに、技能職者の地位向上と技能習得意欲の高揚を図る。  
(平成26年度：技能功労27職種55名、優秀技能29職種63名、優秀青年技能20職種42名)

#### カ 研修等補助金交付

技能職団体の経営基盤の確立、社会的地位の向上、技能の錬磨、後継者育成等を図るために実施する事業に対して補助金を交付

#### キ 広報活動

技連協だよりの発行やインターネット等を活用し、各団体の活動状況などの情報提供を行い、技能職団体に対する知名度の向上を目指す。

### (8) 川崎市マイスター制度事業

極めて優れた技術や卓越した技能を発揮して産業の発展や市民の生活を支える「もの」を作り出している現役の技術・技能職者を川崎市最高峰の匠「かわさきマイスター」に認定し、熟練した匠の技術の継承、素晴らしい技能の普及・振興活動、そして経済振興の取組などを行っている。

これまで63職種・81名を認定しているが、現在の経済状況の中で小規模な事業主や自営が大部分を占める技術・技能職者を顕彰することは産業振興や技術の継承を図るうえで重要である。

#### ア 「かわさきマイスター」の募集・選考・認定

#### イ 技能奨励・後継者育成に向けた取組

- ① 小学校・中学校にて実演や講演を行い、技術・技能職への関心を高める。また、高校や職業技術校にて実技指導や講義を行い、技能の継承や後継者育成に努める。
- ② かわさきマイスターまつり・市民祭り・技能フェスティバル等のイベントにおいて卓越した匠の技を実演・披露及び製品展示を行い、技術・技能の普及・振興活動を行う。
- ③ 講習会や研修会を開催し、卓越した技能の継承や技術・技能に対する認識を深める。

#### ウ 経済振興に向けた取組

- ① 営業力・収益力向上に向けた研修会・勉強会を開催、商談会への出展を行う。
- ② 超一流の技術・技能者集団として、マイスターの技能を集結した「ものづくりの匠プロジェクト」の取組や各マイスターの技術の粋を尽くした製品を商品化する「ものづくりコーディネート支援事業」の実施により、川崎らしい「ものづくり」を推進する。

#### エ 広報活動の取組

情報発信をさらに充実・強化し、インターネットを中心に積極的にPRすることによ



り、技術・技能を尊重する気風を醸成する。

(9) 住宅相談事業

住宅の修理や増築、新築等で、問題を抱えている市民への相談窓口を開設

- 各区役所：第3火曜日 9:00～12:00
- てくのかわさき：第2・4土曜日 13:00～16:00

(10) 勤労者文化・体育活動の奨励事業

勤労者団体の文化・体育活動を奨励するため、トロフィー・賞状等を贈呈する。

また、中小企業大運動会を助成する。

(11) 施設管理

ア 川崎市生活文化会館（てくのかわさき）

平成18年4月1日から指定管理者を導入。平成23年4月1日から第2期(5年間)

受託者：公益財団法人神奈川県勤労者福祉協会

会館の目的：市内技術・技能職者の拠点として、技能職者が技を磨き、その振興と後継者の育成に努めるとともに、市民が多目的に利用し、技能職者と市民が親しく交流しながら技術・技能への理解を深める。

所在地：川崎市高津区溝口1-6-10

イ 川崎市立労働会館（サンピアンかわさき）

平成18年4月1日から指定管理者を導入。平成23年4月1日から第2期(5年間)

受託者：アゼリアプロジェクト

(西洋フード・コンパスグループ(株)と(株)コングレの共同事業体)

会館の目的：勤労者が気軽に「つどい」「語らい」「学びあえる」場として、労働組合等の大会、研修、会議、演劇等の使用に供するとともに、労働学校等の教養講座を開設する。

所在地：川崎市川崎区富士見2-5-2

# 公営事業部事業概要

## 1 川崎競輪場の概要

開設年月日 昭和24年3月14日（第1回競輪は同年4月24日から開催）  
 所在地 川崎市川崎区富士見2-1-6（富士見公園内）  
 敷地面積 46,286㎡  
 収容人員 51,000人（最高入場者数は昭和40年5月5日の62,841人）  
 座席数 4,279席（特別観覧席736席、一般席3,543席）  
 発売窓口数 発売96窓口、払戻58窓口  
 競走路 1周400m

## 2 機構及び職員数と執務体制

### (1) 機構及び職員数

公営事業部長以下19名  
 総務課11名、業務課7名

### (2) 競輪開催日執務体制

理事・公営事業部長を開催執務委員長とし、公営事業部職員、非常勤嘱託員及び臨時従事員（登録数107名）により、車券の発売・払戻、入場者の整理等競輪開催に伴う業務に従事（番組編成、審判、選手管理等の競輪の実施面については、公益財団法人JKAに委託）

## 3 平成27年度開催予定回数（日数）

	開催回数	開催日数
川崎競輪場	12回	49日

## 4 売上金及び入場者数の状況（平成26年度川崎市営競輪）

区分	開催回数	開催日数	売上金（円）		入場者（人）	
			年間	1日平均	年間	1日平均
競輪	12回	46日	15,953,259,000	346,809,978	167,437	3,640

## 5 一般会計への繰出金

平成25年度までの実績 127,593,522,000円

## 6 基金積立について

平成25年度末残高

- (1) 競輪施設等整備事業基金 2,469,382,916円
- (2) 競輪事業運営基金 1,750,152,978円

## 7 競輪場再整備について

- 平成 22 年度      ・富士見周辺地区整備基本計画等に基づき「川崎競輪場再整備基本計画」を策定
- 平成 23 年度      ・西スタンド及び選手管理棟の実施設計を実施
- 平成 24 年度      ・西スタンド及び選手管理棟の建築工事に着手
- ・メインスタンド耐震補強工事の実施設計を実施
- 平成 25 年度      ・西スタンド及び選手管理棟完成
- ・メインスタンド耐震補強工事に着手
- 平成 27 年度      ・メインスタンド耐震補強工事完了
- 平成 28 年度末    ・競輪場一部敷地の公園敷地に転換（約 7,500 m<sup>2</sup>）

# 卸売市場事業概要

## 1 市場の所在地・敷地面積・取扱品目

市場名	所在地	敷地面積	取扱品目
中央卸売市場 北部市場	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号	168,587㎡	青果, 水産, 花き
地方卸売市場 南部市場	川崎市幸区南幸町3丁目126番地1	32,224㎡	青果, 水産, 花き

## 2 機構及び職員数

中央卸売市場北部市場

市場長以下計23名 管理課12名 業務課10名

## 3 市場関係事業者

(平成27年4月1日)

市場	部門	卸売業者	仲卸業者	売買参加者	関連事業者	買出人等 (一日あたり)
中央卸売市場 北部市場	青果	1社	18社	150人	76社	/
	水産	2社	50社	6人		
	花き	1社	2社	504人		
地方卸売市場 南部市場	青果	0社	4社	63人	17社	
	水産	1社	11社	0人		
	花き	1社	2社	184人		

青果・水産：トン・千円

花き：千本、束、個・千円

## 4 取扱高

部 類		両市場合計	中央卸売市場北部市場	地方卸売市場南部市場
青果部	数量	117,777	111,821	5,956
	金額	28,442,176	27,336,255	1,105,921
水産物部	数量	32,912	29,119	3,793
	金額	29,636,780	26,695,051	2,941,729
花き部	数量	70,313	48,198	22,115
	金額	4,586,181	3,082,369	1,503,812

## 5 開設者の役割

市場関係事業者の業務許可、取引の指導監督並びに市場施設の整備及びこれらの維持管理。

経済労働局 管理職一覧

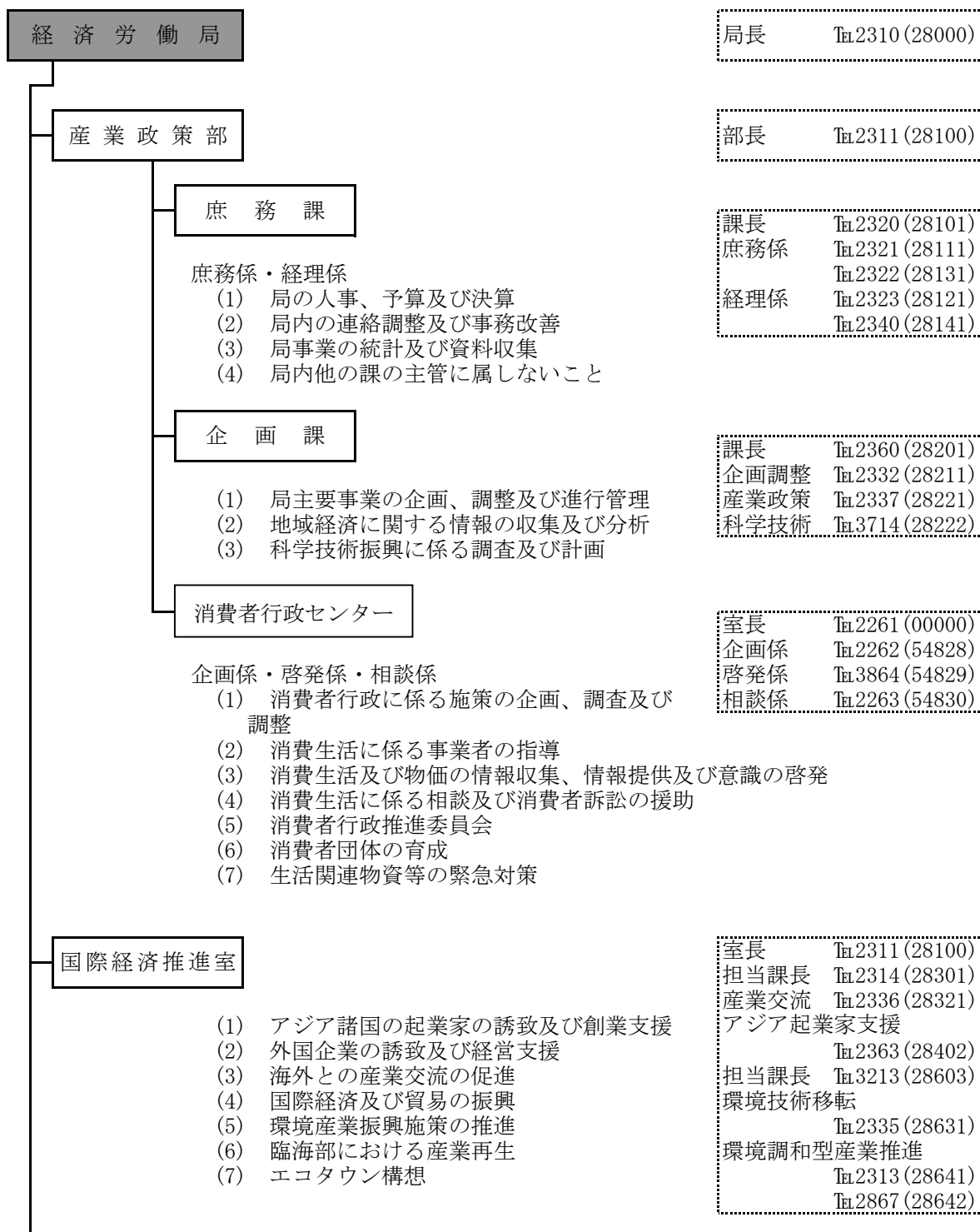
経済労働局長

伊藤 和良 28000

産業政策部長 (兼)国際経済推進室長 水谷 吉孝 28100	庶務課長	赤坂 慎一	28101	
	企画課長	若松 秀樹	28201	
	消費者行政センター室長	長 浩	200-2261	
	国際経済推進室長	担当課長(国際経済)	長瀬 一郎	28301
		担当課長(環境産業)	南 誠	28603
	産業振興部長 田村 豊 28600	工業振興課長	小山 孝	28601
		担当課長 (企業誘致係長事務取扱)	安藤 毅	28331
		商業観光課長 担当課長(観光推進)	小沢 正勝	28701
			松元 直樹	28702
		金融課長	成田 伸治	544-1845
		中小企業溝口事務所長	柳原 英男	812-1112
	農業振興センター所長 草野 静夫 860-2462	農業振興課長	柏井 幸博	860-2462
		農地課長	倉 雅彦	860-2461
		農業技術支援センター所長	二郷 真一	945-0153
	次世代産業推進室長 担当課長(コンテンツ産業 担当)事務取扱 齋藤 徳明 28300	担当課長 (コンテンツ産業担当)	松川 哲司	28302
担当課長 (ウェルフェア・ヘルスケア産業担当)				
担当課長 (イノベーション推進担当)		田邊 聡	28303	
労働雇用部長 川島 達也 28800	担当課長(労政)	太田 伸一	28801	
	担当部長(雇用)	増田 宏之	28802	
担当理事 公営事業部長事務取扱 原田 津一 54826	公営事業部長	総務課長	大石 陳郎	54826
		担当課長(経営改善)	門間 透	"
		業務課長	木暮 慎二	54827
担当理事 北部市場長事務取扱 吉田 利一 975-2200	中央卸売市場 北部市場長	管理課長	伊東 大介	975-2211
		業務課長	福田 克実	975-2219

神奈川県川崎競馬組合派遣	経済労働局担当課長	鈴木 正紀	233 6704
--------------	-----------	-------	----------

経済労働局 事務分掌



産業振興部

部長 TEL2312(28600)

工業振興課

工業振興係・高度化支援係・企業誘致係

- (1) 課の市税外収入
- (2) 産業振興施策の推進（国際経済推進室及び商業観光課の所管に属するものを除く。）
- (3) 商工業関係団体等との連絡調整（商業観光課の所管に属するものを除く。）
- (4) 産業高度化支援
- (5) 中小企業の経営の相談及び診断（商業観光課の所管に属するものを除く。）
- (6) 中小企業の経営改善のための調査研究（商業観光課の所管に属するものを除く。）
- (7) 企業誘致（国際経済推進室の所管に属するものを除く。）
- (8) 産業立地の指導及び誘導
- (9) マイコンシティ事業の推進
- (10) 公益財団法人川崎市産業振興財団
- (11) 産業振興会館
- (12) 計量検査所との連絡調整

課長 TEL2325(28601)

工業振興係

TEL2326(28611)

高度化支援係

TEL2324(28621)

TEL3722(28632)

企業誘致係

TEL2333(28331)

TEL3936(28332)

計量検査所 [Ⅲ類]

代表 TEL222-1826

- (1) 所の維持管理
- (2) 所の市税外収入
- (3) 計量意識の啓発
- (4) 計量管理
- (5) 計量関係団体との連絡調整
- (6) 量目検査及び指導
- (7) 計量器の検査及び取締り
- (8) 計量器に係る異議申立て及び再検査



商業観光課

商業振興係・商店街支援係

- (1) 商業振興施策の推進
- (2) 商業関係団体との連絡調整
- (3) 大規模小売店舗の立地
- (4) 大規模小売店舗立地審議会
- (5) 中小企業の経営の相談及び診断（工業振興課の所管に属するものを除く。）
- (6) 中小企業の経営改善のための調査研究（工業振興課の所管に属するものを除く。）
- (7) 観光施策の推進
- (8) 川崎アゼリア株式会社

課長	TEL2353 (28701)
	TEL2238 (28714)
	TEL2361 (28715)
商業振興係	TEL2352 (28731)
	TEL2356 (28713)
商店街支援係	TEL2328 (28711)
	TEL2330 (28712)
担当課長	TEL2331 (28702)
観光推進	TEL2327 (28721)
	TEL2329 (28722)
	TEL2308 (28732)

金融課

指導係

- (1) 中小企業の金融制度の企画及び金融対策
- (2) 中小企業の金融の相談、調査及び指導
- (3) 川崎市信用保証協会
- (4) 中小企業溝口事務所との連絡調整

課長	TEL544-1845
融資制度	TEL544-1847
指導係	TEL544-1846

中小企業溝口事務所〔Ⅱ類〕

- (1) 中小企業の経営相談及び金融相談
- (2) 中小企業の経営改善のための調査研究

TEL812-1112

農業振興センター〔Ⅰ類〕

農業振興課

農政係・振興係

- (1) 課の市税外収入
- (2) 農業振興計画
- (3) 農業生産振興
- (4) 水産
- (5) 森林
- (6) 農業関係団体及び畜産関係団体との連絡調整
- (7) 農業技術支援センターとの連絡調整

TEL860-2462

農地課

審査係・保全係

- (1) 課の市税外収入
- (2) 農業委員会
- (3) 農業振興地域の整備計画
- (4) 農業生産基盤の整備及び農業用水の利用調整
- (5) 生産緑地
- (6) 農地法関係
- (7) 農地の利用調整

TEL860-2461

農業技術支援センター〔Ⅱ類〕

代表 TEL860-2461

経営支援係・技術支援係

- (1) センターの維持管理
- (2) センターの市税外収入
- (3) 農業生産振興（農業振興課振興係の所管に属するものを除く。）
- (4) 農産物の生産に係る相談、指導、試験研究及び技術的支援
- (5) 農産物の生産に係る技術の向上を図るための講習会、研究会等の開催
- (6) 農産物の生産に係る技術に関する情報の収集及び提供
- (7) 果樹、野菜及び花き（以下「果樹等」という。）の優良な品種の普及並びに果樹等の品種の保存
- (8) 農業に対する理解を深めるための講習会、研修会等の開催
- (9) 農産物の生産活動を支援するためのボランティアの養成

次世代産業推進室

- (1) 室の市税外収入
- (2) 生活・文化関連産業の創出及び育成
- (3) 産業デザインの振興
- (4) 新事業の創出及び育成
- (5) かわさき新産業創造センター
- (6) 新川崎・創造のもり

室長 TEL0161(28300)  
コンテンツ産業  
TEL2334(28341)  
担当課長 TEL2339(28302)  
ウェルフェア・ヘルスケア産業  
TEL3226(28351)  
担当課長 TEL3712(28303)  
イノベーション推進  
TEL2973(28361)

労働雇用部

- (1) 労使団体及び関係官公署との連絡調整
- (2) 労働資料の調査及び刊行
- (3) 雇用対策
- (4) 勤労者福祉の推進及び啓発
- (5) 技術技能の奨励及び振興並びに育成継承
- (6) 勤労者福祉共済事業
- (7) 勤労者福祉共済運営協議会
- (8) 生活文化会館
- (9) 生活文化会館運営委員会
- (10) 労働会館
- (11) 労働会館運営委員会

部長 TEL2270(28800)

担当課長 TEL2298(28801)  
労政 TEL2271(28811)  
勤労者福祉共済  
TEL2275(28821)  
担当部長 TEL2278(28802)  
雇用 TEL2276(28841)  
技能奨励 TEL2299(28852)  
産業人材育成  
TEL3212(28861)  
相談員  
(労働雇用部)  
TEL200-2272(28842)  
(中原区役所地域振興課)  
TEL744-3156(63214)

公営事業部

代表 TEL233-5501(54827)

総務課

庶務係・経理係・施設係

- (1) 競輪事業の企画
- (2) 競輪開催収支の経理及び決算
- (3) 競輪事業収入の徴収
- (4) 競輪場施設の維持管理
- (5) 神奈川県川崎競馬組合との連絡調整
- (6) 競馬の指定申請

業 務 課

競輪実施計画係

- (1) 競輪の開催計画及び執行
- (2) 競輪の制裁審議
- (3) 競輪関係団体との連絡調整
- (4) 場外車券売場
- (5) 臨時従事員の労務管理

中央卸売市場北部市場〔I類〕

代表 TEL975-2211

管 理 課

庶務係・管理係・施設維持係

- (1) 市場の施設整備の計画及び実施
- (2) 市場に係る事業の国庫補助等の協議及び手続
- (3) 市場の市税外収入
- (4) 市場に係る施策の企画及び調整
- (5) 市場の経営改善
- (6) 市場の維持管理
- (7) 市場関係団体との連絡調整
- (8) 市場事業の統計及び調査
- (9) 中央卸売市場開設運営協議会
- (10) 市場施設の指定及び使用許可
- (11) 市場内の整理及び取締り
- (12) 川崎冷蔵株式会社
- (13) その他市場内他の課の主管に属しないこと
- (14) 地方卸売市場南部市場との連絡調整
- (15) 地方卸売市場南部市場運営審議会

業 務 課

青果花き係・水産係

- (1) 市場関係事業者の業務の許可及び承認
- (2) 市場関係事業者の業務の指導監督
- (3) せり人の登録等
- (4) 出荷者
- (5) 中央卸売市場北部市場取引委員会